

2014年10月6日 実施
2023年 3月6日 改訂

土地境界立会要領

立会及び申請書の記入や添付書類については、以下の事項に注意して作成して下さい。
(※申請箇所が法定施設と法定外施設の両方に接する場合は、別々に申請をお願い致します)

- (1) 電子申請する場合、必要書類を添付の上申請して下さい。ただし、やむをえず紙ベースで申請する場合、正本と副本を各1部ずつ提出して下さい。
- (2) 土地所有者からのみの申請となります。土地所有者が複数の場合は、代表者をきめて代表者への代理委任状を添付し代表者を申請者とするか、もしくは連名で申請を行なって下さい。相続等で名義変更がなされていない等、土地所有者と申請者が異なる場合は、関係を証明する書面等を添付して下さい。
- (3) 申請地住所は土地登記簿謄本通りに記入して下さい（大字、小字等）。
- (4) 申請時は①から⑧までを添付して下さい。
- (5) 立会後は⑨から⑯までを添付して速やかに提出して下さい。
- (6) 境界点は座標化することとし、測量・書類の作成は土地家屋調査士等の有資格者が行なって下さい。
- (7) 申請者の明示申請とし、立会日までに現地において境界予定点の仮表示（国土調査復元点等）を行なって下さい。
- (8) 立会後に境界標を設置した上で成果品の整理（写真等）をお願いします。
- (9) 字図地区においては、現地立会時に関係区長の同席及び立会証明書への記名が必要となります（区長への連絡等については申請者で行なって下さい）。
- (10) 法定外公共物に対する立会については申請地区に関わらず、関係区長・関係水利組合長の同席及び立会証明書への記名が必要となります。
- (11) 申請から6ヶ月を過ぎて成果品の提出がない場合には原則、取下げをお願いします。その際は取下書を提出して下さい。
- (12) 現地立会までに時間を要する場合がありますので余裕を持って申請を行なって下さい。
- (13) 新規立会・再立会・再発行の取扱いについては事前確認をお願いします。
- (14) その他疑義がある場合は適宜協議して下さい。

〈提出書類一覧〉

※②～④は登記情報提供サービスを用いててもよい。

① 位置図

申請地周辺の見取り図で申請箇所が分るように着色したもの。

② 法務局備え付けの地図（公図等）の写し

申請地及びその周辺の地番を表示した法務局備え付けの地図を写したもので、転写した法務局名、縮尺、方位、転写年月日及び転写者の資格職氏名を記入したもの。申請線を赤で表示して下さい。

③ 土地登記簿謄本（全部事項証明書）

申請地の土地登記簿謄本で申請の3ヶ月以内に交付を受けたもの。正本は原本とし、副本については写しでも可。

④ 戸籍謄本（全部事項証明書）（必要に応じて・写しでも可）

申請の3ヶ月以内に交付を受けたもの。相続登記が未了のため申請者が登記簿謄本に記載されている土地所有者と異なるときは、相続人が判明できる戸籍謄本及び相続関係説明図。

⑤ 住民票等（必要に応じて・写しでも可）

3ヶ月以内に交付を受けたもの。土地登記簿謄本に記載されている土地所有者の住所が現住所と異なるときは、住所沿革が判明できる資料。

⑥ 地積測量図等

申請地及び隣接地の地積測量図。

⑦ 土地所有者一覧表（任意様式）

申請地に隣接する全ての土地の地番及び、所有者の住所・氏名を記入したもの。

⑧ 委任状（任意様式）

実務取扱者に委任する場合にその旨を記入したもの。

⑨ 境界実測平面図

有資格者が作成した申請地の境界実測平面図で、図面には測量者の資格、氏名を記入したもの。境界点及び引照点等測量基準点の座標値・位置を明示すること。

⑩ 横断図

有資格者が作成した横断図で、図面には測量者の資格、氏名を記入したもの。官民境界線、道路幅員または構造物までの距離を明示すること。担当職員と協議により決定した箇所について作成。

法定外公共物においては対側地までの幅員を記入すること。

⑪ 写真

境界点及び引照点等測量基準点の遠景・近景写真。

⑫ 隣接者の立会証明書（必要に応じて・任意様式・写しでも可）

写しの場合は原本と相違ない旨を明記し、有資格者の資格、氏名を記入したもの。

⑬ 誓約書（必要に応じて・任意様式）

境界標の設置は申請地内での明示・土地所有者での保護管理を原則とするが、現場状況等によりやむを得ず町所有構造物に設置をされる場合に提出するものであり、町所有構造物は維持管理または、道路工事等により更新及び変位する可能性があり、それに伴い標識の亡失・破損等が発生する危険性があることを認識の上、申請者の責任のもと設置する旨を示すもの。

⑭ その他（必要に応じて）

その他協議により提出を求めたもの。

※ご不明な点がありましたらご連絡下さい。

※国および地方公共団体が申請者となる場合にはこの限りではありませんので別途協議をお願い致します。

お問合せ先：苅田町役場 建設課 093-588-1031